

【協議事項】神戸市地域公共交通会議 運賃協議会の設置について**1. 趣旨**

道路運送法が改正され、令和5年10月1日以降、一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃については、独占禁止法に抵触しないために構成員を限定し、地域公共交通会議とは別のかたちで運賃を協議することが必要となった。

そのため、本格運行をすでに行っている地域および予定する地域の運賃協議会を、神戸市地域公共交通会議の部会として設置する。

2. 道路運送法の改正による協議運賃の協議方法の見直しについて

- ・ 独占禁止法に抵触しないために構成員を限定し、地域公共交通会議とは別のかたちで運賃を協議する必要がある。
- ・ 構成員は原則、次の4者とする。市町または県、運行事業者、兵庫陸運部、住民意見代表者。なお、運行事業者が複数存在する場合は、1事業者ごとに個別に協議を行う必要がある。
- ・ 運賃の協議をするときは、あらかじめ公聴会の開催や住民・利用者・利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じる必要がある。
- ・ 運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届けることにより、当該運賃等を定めることができる。

3. 協議事項

神戸市地域公共交通会議規則第9条「この規則に定めるもののほか、議事の手続その他交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。」に則り、以下の要綱のとおり「**神戸市地域公共交通会議運賃協議会**」を設置すること。

神戸市地域公共交通会議 運賃協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市地域公共交通会議規則（平成31年3月29日規則第66号）第9条の規定に基づき、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定する運賃等（以下「協議運賃」という。）について協議する、別表の地域について、運賃協議会（以下「運賃協議会」という。）の組織及び運営その他運賃協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 運賃協議会の構成員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

また、神戸市地域公共交通会議の委員のうち、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 市職員
- (2) 協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
- (3) 国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部の職員
- (4) 関係住民の意見を代表する者

2 運賃協議会は、構成員全員が出席しなければ開くことができない。

3 市職員は運賃協議会の議長となる。

4 運賃協議会の議事は、構成員の合議により決し、合議により決することができないときは、議長の決するところによる。

5 議長は、構成員がやむを得ず会議に出席できない場合であって、当該構成員から議長に申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。この場合において、代理人が会議に出席し、又は行った意思表示は、当該構成員が出席し、又は行ったものとみなす。

(事務局)

第3条 運賃協議会の事務局を、神戸市都市局交通政策課に設置し、運賃協議会の庶務を行う。

(会議の公開)

第4条 運賃協議会は、これを公開する。ただし、委員の発議により、運賃協議会に出席したものの過半数で議決したときは、この限りでない。

附 則

この要綱は、令和6年7月29日から施行する。

(別 表)

No	地域	協議会名称	要綱設置日
1	生野高原	「名塩・生野高原ふれあいバス」運賃協議会	2024/1/30
2	塩屋	「しおかぜ」運賃協議会	2024/7/29
3	中央区東部	「ふきあい南北バス」運賃協議会	2024/7/29
4	西須磨	「はまちどり」運賃協議会	2024/7/29
5	西岡本	「ヘルマンバス」運賃協議会	2024/7/29
6	兵庫区	「みんなのバス」運賃協議会	2024/7/29